

平成28年6月16日
改正 令和 6年5月 9日

人間文化研究機構国文学研究資料館の公開データの オープン化の推進に関する指針

本指針は、国文学研究資料館（以下「当館」という。）の画像等公開データのさらなる利活用を促進するため、オープン化の推進に関する指針を示すものである。

1 オープン化の対象となる画像等公開データ

当館がインターネット上で公開している画像等公開データ（館蔵原本資料に限る。）は、原則としてオープンデータの対象とする。

2 二次利用促進に向けたオープン化のルール

（1）公開情報の二次利用の条件

オープン化した画像等公開データは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則として、著作権保護期間が終了している資料の画像データはパブリックドメイン、当館が著作権を有する公開データはクリエイティブ・コモンズにおける CC0、当館以外が著作権を有する公開データは Rights Statements In Copyright をそれぞれ使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

（2）二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、当館はその責を負わない旨を明示する。

（3）関係規程の整備

本指針に基づき、データベース利用規程等のオープン化に必要な関係規程の整備を順次行う。また、資料掲載の料金に関する規程の変更（オープン化したものは掲載料金を徴収しないこと等）に併せて、画像等公開データの利活用状況を把握するために必要な方策について検討する。